

南明政権における童氏案について (1)

滝野 邦雄

はじめに

福王弘光帝政権下の南京では、「南渡三疑案」(僧大悲案・北來太子案(偽太子案)・偽妃童氏案)という疑獄が続いて起こる。このうちの童氏案について、『明史藁』はつぎのように伝える。河南に婦人童氏有り。福王藩邸の「元妃」と自稱(自分で自分を呼ぶ)す。劉良佐 之を信じ、巡按御史の陳潛夫 儀を具して(儀礼をととのえる)従い送りて京(南京)に至る。王(福王弘光帝) 怒り、童氏を錦衣衛の獄に下す。竝びに〔陳〕潛夫を逮(連座して逮捕)し、之を訊(尋問)す(『明史藁』卷一百十二・列傳第六下・三王傳・「福王由崧」条・十二葉)。

①欽定『明史』は、つぎのようにいう。

〔福王弘光帝(朱由崧)が即位してから〕王之明なる者有り、莊烈帝の太子を詐稱すれば、之を獄に下す。又た婦童氏有りて由崧の「妃」と自稱(自分で自分を呼ぶ)すれば、亦た獄に下す。是に於いて中外 譁然(騒がしくなる)たり(『明史』卷一百二十・列傳第八・諸王五・神宗諸子・「福王常洵」条)。

欽定『明史』では、事実関係を簡潔に述べ、偽太子(王之明)と童氏とを獄に下したため、政権内外が騒がしくなったということをつけ加わえる。

河南に婦人童氏がいた。福王弘光帝が王府にいた時の元「妃」とであると自称した。藩鎮の劉良佐はそれを信じ、巡按御史の陳潛夫は儀礼をととのえて、つき従って南京まで送り届けてきた。王(福王弘光帝)は怒り、童氏を錦衣衛の獄に下した。それにあわせて、つき従ってきた陳潛夫を連座して逮捕して尋問した、という。

このように、福王弘光帝が強く否定したため、偽妃童氏案は終結するはずであった。ところが、福王弘光帝に批判的な人たちによって童氏は「ホンモノ」であったかのような発言が行われた。さらに、南京の福王政権は、童氏案が起こって一ヶ月ほどで崩壊してしまい、童氏についての流言がそのまま否定もされずに伝えられるようになる。

では偽妃童氏案というのは、どのようなものだったのだろうか。この問題を考えるために、本稿では、(1)で童氏が現れ、獄に送られるまでの状況を、(2)で童氏についてのさまざまな流言について、(3)で主に明朝の制度上から童氏が妃であった可能性について検討してみたい。

(1)

『南渡録』・『金陵野鈔』・『聖安皇帝本紀』は、童氏が継妃を自称してから獄に送られるまでの状況を伝える。また、『石匱書後集』はそれに加えて童氏と関わりを持った人たちについても記している。

①『南渡録』

南京工科左給事中で弘光元年（順治二年）二月丙辰（三日）からは南京太常寺卿となった李清（字は心水、号は映碧、晩年は天一居士と号す。揚州興化の人。明・萬曆三十年〔一六〇二〕～清・康熙二十二年〔一六八三〕。崇禎四年辛未科〔一六三一〕三甲一百八十六名の進士）は、『南渡録』巻之六・弘光元年（順治二年）三月壬辰（九日）の「内員の屈尚忠と錦衣衛の馮可宗に命じて童氏を鞠問す（宦官の屈尚忠と錦衣衛の馮可宗に命じて童氏を取り調べた）」条で、童氏案についてつぎのように伝える。

内員の屈尚忠と錦衣衛の馮可宗¹⁾に命じて童氏を鞠問（取り調べる）す。

先ず童氏の河南より至る有りて、謬（詐称）して「帝の元妃なり」と云う。劉良佐²⁾妻をして往き迎えしめ、其の顛末を叩ねしむるに、[童氏]云う、「年は三十六歳。十七歳にして宮に入り。冊封するは曹内監^た爲り。時に東宮の黃氏・西宮の李氏有り^①。李氏子の「玉哥」を生む。寇亂にして在る所を知らず。[童]氏は[崇禎]十四年に一子を生む。「金哥」と曰う。背を嚙むを記と爲す。今は寧家庄に在り」と。語甚だ鑿鑿（鮮明）たり。[劉]良佐の妻之を信じ、跽拜（ひざまずいて丁寧な拝礼を行なう）すること后に見ゆる如くす。[劉]良佐素より妻を憚（敬畏）すれば、之を聞き亦た信ず。童氏此れに繇^より愈々驕^{おこ}れり。凡そ經る所の郡邑（府縣）、或いは有司の供饋（供應）稍々

1) 屈尚忠は、洛陽府の時から福王に仕えていた太監である。高名衛の洛陽城陥落後の現地調査報告である「細察失領（雜）根因并城内情形據實奏聞仰乞聖鑒」（『明清史料』壬編・第五本・「細察失領（雜）根因并城内情形據實奏聞仰乞聖鑒」題本・四一四頁）に記された生存する官員の中に「屈尚忠」の名前が見える。

馮可宗について、談遷の『棗林雜俎』（仁集・逸典・「馮可宗」条）はつぎのように伝える。

馮可宗 初め提督巡捕營たり。史（史可法）司馬（兵部尚書）奏して錦衣衛（南京錦衣衛左都督）に改めらる。[南京錦衣衛左都督は]、最も冷署（閑職）たり。南渡に値り、遂に緹校（錦衣衛校尉）を領す。[これは]、雄職（重要な役職）と爲す。素より結納（人付き合い）を善くし、園亭の聲伎（歌舞等の技藝）時に稱せらる（その時の人から称賛される）。乘間（その機会を利用する）に其の姝麗を進め、寵（君寵）日々盛なり（『棗林雜俎』仁集・逸典・「馮可宗」条）。

馮可宗は、もともと提督巡捕營であり、南京兵部尚書の史可法の行なった改革で閑職の南京錦衣衛左都督に異動になる。福王政権が成立すると、重職である錦衣衛校尉になったという。もともと人付き合いがよく、庭園で行なう演芸は、時の人から称賛された。馮可宗は、その機会を利用して、美しい妹を薦めて、寵（君寵）は日々さかんであった、という。

畧なれば、輒ち詬詈（辱しめ罵る）し、桌を地に掀（ひっくり返す）す。^{あいま}間に道左に望塵（おいでを待つ）する者有れば、輒ち簾を掲げて半面（顔の半分を出す）を露わし、大言（声高らか）して曰く、「免」と。聞く者 駭笑す。京（南京）に至り、上（福王弘光帝）以て贖と爲し、命じて鎮撫司に送りて鞫（審訊）す。〔童氏は〕初めは猶お「真なり」と云うがごときも、刑拷（拷問）するに及び、乃ち「周王^②の妃なり。周王 帝と作ると誤り聞く。故に〔皇后になれると〕錯認するのみ」と云う。説く者 謂う之を禁内（禁内）に訊（審問）せず、而して之を獄中に拷するは、體に非ず（適切ではない）と（『南渡録』卷之六・「弘光元年（順治二年）三月壬辰（九日）」条：林時對（字は殿颺，号は蘭菴・留補堂・明州野史・朋鶴草堂。浙江鄞縣の人。萬曆四十三年（一六一五）～清・康熙四十四年（一七〇五）。崇禎十三年庚辰科（一六四〇）三甲一百七十四名（「進士題名碑」には「一百七十二名」とする）の進士の『荷牖叢談』（卷四・「南都三疑案」・七葉～八葉）・『留補堂文集選』（卷四・「南都三疑案」：『四明叢書』所収）も一か所を除いてほぼ同文）。

①童氏が十七歳で福王府に入った時（天啓六年：一六二五年）は、福王弘光帝はまだ郡王であった。また、明朝の規定では、親王・郡王ともに正妃はひとりしか認められなかった。ただし、生まれた子供が十歳になっていてその子が「郡王」に封ぜられていたならば、「李氏」が「次妃」となっていた可能性はある。詳しくは(3)で検討する。

②ここでいう周王は、周王朱恭棖のことだと考えられる。周王朱恭棖は、太祖洪武帝の第五子の朱橚を始祖とし、開封に藩を置く。李自成によって開封が落城してからは、河南彰徳府に滞在していた。ただし崇禎十七年三月十一日に淮安で病没する（『明史』卷一百十六・列傳第四・諸王一・太祖諸子一・「周

✓ 2) 『石匱書後集』につぎのように伝える。

劉良佐、陝西の人なり。驍勇（勇猛）にして善に戦う（『穀梁傳』莊公八年に「善戦者不死（善に戦う者は死せず）」）。好みて一花馬に騎り、遂に號して「花馬劉」と曰う。北變の後、兵潰えて南下す。弘光（福王弘光帝）史可法の言を以て、封じて「廣昌伯」と爲し、鳳・壽を轄（支配する）し、臨淮に駐まり、壽・潁等の九つの州縣もて之に隸（付属）させ、陳・杞一帯を經理（管理する）す。清 至り、先ず降る。〔劉〕良佐 帳中（幕舎）に坐して、躬ずから先ず剃髮（落髮）し、其の部下の將士に立時（ただちに）に剃髮するを勅（強制）す。髮 山積するが如し。清 〔劉〕良佐を以て總兵官と爲し、提兵（軍隊を率いる）して姑熟に至り、黃得功を説降（投降するように説得する）す。〔黃〕得功 墮計（計略に落ちる）して自刎す。〔劉〕良佐と田雄 弘光（福王弘光帝）を獲て、京師に獻俘（凱旋して俘虜を宗廟にささげる）す。旗下に留まり、^③遇缺擢用（任用）さる（『石匱書後集』卷第三十八・黃得功列傳附・「劉良佐」）。

①史可法が崇禎十七年五月八日（上海古籍出版社1984年出版『史可法集』十二頁～十三頁の常振常の案語による）に上奏した「議設江北四藩啓」で、南京の周辺に四つの藩鎮を置き、それぞれを黃得功・高傑・劉澤清・劉良佐が差配するように願ひ出たことを指す。

②『清史列傳』（卷七十九・貳臣傳乙・「劉良佐」条）によれば、「鑲黃旗漢軍」に編入される。

そして、清政権に投降してから、順治九年に二等子爵を授けられ、散秩大臣、江南江安提督、直隸提督（順治十八年九月十六日～康熙五年二月二十八日在任）を歴任する。康熙五年二月二十八日に病のため辞職し、六年に亡くなる。

王儻」条による)。

③『荷盾叢談』・『留補堂文集選』は、「説く者 謂う」の前に、「然れども錦衣指揮の馮可宗^{たてま}の童氏の獄中に供する所の福藩の宮中の事は、縷縷(綿々とした)たる數百言にして、渺茫(偽りで根拠がなく信じられない)を盡すに非ず。又た天に對して泣き誓い、帝(福王弘光帝)の負心(心変わり)を呪う。言 甚だ憤激なり」の文言が挿入されている。

先ず童氏が河南からやってきて、偽って「帝(福王弘光帝)の元妃である」と言った。劉良佐は妻に命じて童氏を迎えさせ、その顛末を尋ねさせたところ、「年は三十六歳です。十七歳で福王府に入り、曹内監によって冊封されました。その時、東宮には黃氏、西宮には李氏がいらっしゃいました。西宮の李氏は、「玉哥」というお子様をご出産なさいましたが、流賊の寇亂のため所在が分からなくなりました。私(童氏)は[崇禎]十四年に一子を生まれました。「金哥」といいます。背中を噛んだことを記憶しています。今は寧家庄にいます」と述べた。発言はたいそうはっきりしていた。劉良佐の妻は、これを信用し、皇后に拝謁する時のような、ひざまずいて行なう丁寧な拝礼を行なった。劉良佐は、もともと恐妻家であったので、この話を聞いてまた信用した。童氏はこのことからますます驕りたかぶるようになった。すべて通過するところの府縣での役人のもてなしがいささか簡略であれば、そのたびごとにたやすく辱しめ罵り、桌(テーブル)を地面にひっくり返した。合間に道の旁で童氏のおいでを待つものがいれば、そのたびごとに簾を掲げて少し顔を出して、声高らかに「免(ご苦勞さま)」と言った。それを聞いたものは、驚き笑ったという。南京に至り、上(福王弘光帝)は「にせもの」であるとされ、鎮撫司に引き渡して取り調べを命じた。童氏は、はじめは「ほんもの」だと述べたようであったが、刑具を用いて取り調べを行なうと、「周王の妃です。周王さまが帝となられたと誤って聞き、そのため[皇后になれると]誤り信じてしまいました」と述べた。説く者は、童氏を宮中で取り調べせず、獄中で尋問するのは、適切ではないといった、という。

さらに、李清は、『南渡録』の「弘光元年(順治二年)三月丙午(二十三日)」条でも劉良佐のつぎのような発言を伝える。

[弘光元年(順治二年)三月丙午(二十三日)]王之明・童氏の二案の審明の略節(要約した報告書)を以て中外に宣布するを命ず。

初め二事(偽太子事件と偽妃童氏事件)紛紛たり。人皆な「上(福王弘光帝)の薄く、閣臣・内臣の逢迎(迎合)なり」と言う。是に至り劉良佐復た之を言い、「太子は先帝の遺血なり。童氏は皇上(福王弘光帝)の宮闈(後宮)の係る所なり。謹しみて涕泣して保留せん」等の語有り。旨に言う「朕(福王弘光帝)の前後黃[氏は]早夭(若くして亡くなる)し、繼妃の李[氏は]殉難す。[ふたりは]俱に^{すで}經に追諡(諡號を贈る)す。且つ朕(福王弘光帝)の先は郡王爲り。何ぞ東西の二宮有らん。先帝(崇禎帝)と朕(福王弘光帝)とに至りては、初めより嫌怨無し。豈に[皇帝の立場から]天下を利するの^①心有りて、其の血胤を害せんや。但だ太祖の天潢(後裔)・先帝(崇禎帝)の遺體(ちす

じ)は、異姓の頑童を以て混乱す可からず。宮闈(後宮)は風化(教育感化)の關する所なり。豈に妖婦の闈入(みだりに入る)を容さんや。因りて法司をして略節(要約した報告書)を以て播告させんと。時に上(福王弘光帝) 寬慈(思いやりと慈愛がある)なるも寡斷(決斷に欠ける),内外の群小(小人) 日々横[行]し,流言 民間に喧しきを致す……(『南渡錄』卷之六・「弘光元年(順治二年)三月丙午(二十三日)」条)。

①『孟子』盡心上に「孟子曰……墨子兼愛。摩頂放踵,利天下爲之(墨子は兼愛す。頂きを摩して踵くびすいたに放るも,天下を利することは之を爲す)」。

②『漢書』成帝紀に「闈入尚方掖門(尚方(帝王の使う器物を取り扱う官署)の掖門(正門の旁傍らの小門)に闈入す)」とあり,その顔師古注に應劭を引いて「無符籍妄入宮曰闈(無符籍無く妄りに宮に入るを「闈」と曰う)」。

三月二十三日に,福王弘光帝は偽太子事件と偽妃童氏事件に関する資料とともに,略節(要約した報告書)を内外に告示するように命ぜられた。はじめ,自称太子の王之明(詳しくは拙稿「北来の太子に対する南明政権の対応について」『經濟理論』第380号参照)と自称妃の童氏のふたつの事案は,紛々としていた。人々は,「皇上(福王弘光帝)が薄情なので,大臣・内官がそれに迎合した」といった。ここにたって,劉良佐がこのことを言い立てて「太子は,先帝(崇禎帝)の血筋です。童氏は,皇上(福王弘光帝)の後宮にかかわるところです。私(劉良佐)は,謹んで涙を流して保護なさってくださいようお願い申し上げます。」などの発言があった。皇上(福王弘光帝)の旨には,「朕(福王弘光帝)の前の皇后の黃氏は,若くして亡くなり,つぎに妃となった李氏は洛陽落城の時に自殺した。ふたりはすでに諡號が贈られている。さらに,最初朕(福王弘光帝)は郡王であった。どうしてふたりの正妃を持つことができるのか。先帝(崇禎帝)と朕(福王弘光帝)との間には,不満や恨みなどなかった。どうして皇帝の立場から天下の利益になるというような気持ちをもって,先帝(崇禎帝)の血筋に危害を加えるだろうか。ただ太祖洪武帝の後裔・先帝(崇禎帝)の忘れ形見は,異姓の児童に乱されるべきではない。また,後宮は教育感化にかかわるところである。どうして妖婦の乱入を許容できるだろうか。こうしたことから,司法に命令して要約した報告書を告示させる」とあった。時に,上(福王弘光帝)は思いやりと慈愛があったものの,決斷に欠け,内外の小人は日々横行し,流言が民間に喧しい状態になった,という。

李清が伝えるように,この童氏事件というのは,福王政権における四大藩鎮のひとつ劉良佐が,童氏を福王弘光帝の離れ離れになった「妃」であり福王弘光帝との間に子供がいるとして南京に送り届けてきたことに始まる。南京に来た童氏を,福王弘光帝は否定して,きびしく取り調べさせた。すると「周王」の妃であると自供したというものであった。福王弘光帝が否定し,童氏本人も「周王」の妃であると自供したので,それで決着するはずであった。しかし,政権の実力者や福王弘光帝に対する不人気から,様々な憶測が追加されるようになり,とうとう「流言が民間に喧しい状態になった」というのである。

②『金陵野鈔』

顧荅（字は雲美。江蘇元和縣の人。明の諸生）の『金陵野鈔』も、李清の『南渡録』とほぼ同じ内容を伝える。

……婦人の河南より来る有りて、^{みず}自から上（福王弘光帝）の元妃童氏と稱す。廣昌伯の劉良佐 其の妻に命じて之を迎えしむ。〔童氏は〕稱するに「年は三十六歳。十七歳にして宮に入り、曹太監の册封有り。東宮は黃氏、西宮は李氏なり。李氏 子の「玉哥」を生む。寇亂にして在る所を失う。童氏は子の「金哥」を生む。今は寧家莊に在り、四歳なり」と。〔劉〕良佐 之を信じ、送りにて京に入らしむ。〔馬〕士英も亦た之を信じ、具疏を擬して皇太子を河南より迎えんことを請い、從龍（福王弘光帝に從つてきた）の内臣に詢うに、皆な「潛邸の宮人に子を生む者無し」と云う。〔そこで馬士英は上奏文の提出を〕乃ち止む。上（福王弘光帝）曰く、「朕（福王弘光帝）の前妃は黃〔氏〕なり。早歿（夭）す。繼妃は李〔氏〕なり。殉難す。且つ朕（福王弘光帝）は初め郡王に封ぜらる。安くんぞ東西の二宮有るを得んや。宮闈（後宮）は風化の關する所なり。豈に妖婦の闈入^①を容れんや」と。鎮撫司に送り、錦衣衛掌衛事都督同知の馮可宗と内員の屈尙志に命じて之を鞠（審訊）す。〔童氏は〕服せず。加えるに刑訊（刑罰を加えて尋問する）を以てす。又た曰く、「周王^②の妃なり。周王 立つと聞き、錯認するのみ」と。〔『金陵野鈔』の著者の顧荅が思うに〕周王 崇禎^{てん}七年を以て淮安に至り薨ず。〔亡くなった時は〕^{としよ}毫れり。世子 先に薨ず。世孫 未だ嗣^つがず。何ぞ周〔王の〕妃有るを得んや。而して〔劉〕良佐 復た言う、「太子は先帝の遺血なり。童氏は、皇上（福王弘光帝）の宮闈（后妃）なり……（『金陵野鈔』三月壬辰（九日）条・二十二葉～二十三葉）。

①『漢書』成帝紀に「闈入尚方掖門（尚方（帝王の使う器物を取り扱う官署）の掖門（正門の傍傍らの小門）に闈入す）」とあり、その顔師古注に應劭を引いて「無符籍妄入宮曰闈（無符籍無く妄りに宮に入るを「闈」と曰う）」。

②この周王は、後文に「崇禎^{てん}七年（十七年）を以て淮安に至り薨ず」とあることから、周王朱恭枵のことだと考えられる。周王朱恭枵は、太祖洪武帝の第五子の朱權を始祖とし、開封に藩を置く。李自成によって開封が落城してからは、河南彰德府に滞在していた（『明史』卷一百十六・列傳第四・諸王一・太祖諸子一・「周王權」条による）。

③『禮記』曲禮上に「八十・九十曰耄（八十・九十を「耄」と曰う）」。

ある婦人が河南より来て、みずから上（福王弘光帝）の元の妃の童氏であると言った。廣昌伯の劉良佐は、自分の妻に命じてこの婦人を迎えさせた。童氏は、「年齢は三十六歳で、十七歳で王府に入り、曹太監に封ぜられました。福王弘光帝の東宮は黃氏で、西宮は李氏でした。李氏は、子の「玉哥」をお生みになりました。賊亂で所在がわからなくなってしまわれました。童氏は子の「金哥」を生みました。今は寧家莊におり、四歳です」と述べた。劉良佐は、これを

信用し、南京に送り届けた。馬士英もまたこれを信用し、皇太子（童氏が生んだという「金哥」）を河南から迎えることを願いたいという上奏文を作成して、福王弘光帝のお付きの宦官たちに尋ねたところ、皆は「福王弘光帝がご即位になる前には、宮人で福王弘光帝のお子様を生んだものはおりません」と言った。そこで馬士英は上奏文の提出を取りやめた。上（福王弘光帝）は、「朕（福王弘光帝）の前の妃は黄氏であったが、早世した。繼妃は李氏で、洛陽が陥落した時に已に自裁している。そもそも朕（福王弘光帝）は、はじめ郡王に封ぜられた。どうして東西の二人の正妃がもてるのだろうか。そのうえ、宮闈（後宮）は、風化（教育感化）に関わる場所である。どうして妖婦の闖入を認めることができるだろうか」と言った。そして、童氏を鎮撫司に送り、錦衣衛掌衛事都督同知の馮可宗と宦官の屈尙志に取り調べを命じた。童氏は、自白しなかった。そこで、刑罰を加えて尋問した。すると、「周王（朱恭枵）の妃です。周王が即位されたと聞いて、思い違いを起こしてしまいました」と言った、という。[『金陵野鈔』の著者の顧荅が思うに] そもそも周王（朱恭枵）は、難を避けて崇禎七年（十七年）に淮安に到着され、そこで薨去された。お亡くなりになった時は、高齢であった。お子様はそれに先立って亡くなっている。お孫さんはまだ爵位を継いでおらず、どうして周王に妃がいるのであろうか。

童氏の発言を信用した藩鎮の劉良佐は、童氏を南京に送り届けた。また、童氏は福王弘光帝との間に子供が生まれたといい、福王弘光帝政権の実力者の馬士英もそれを一時的にせよ信用した。そして、童氏は取り調べをうけて、周王の妃であったと証言を変えた、と顧荅は伝える。また、童氏が周王の妃であった可能性もないと顧荅は考える。

③『聖安皇帝本紀』

顧炎武（字は甯人。顧亭林先生と称せられる。江蘇崑山の人。明・萬曆四十一年（一六一三）～清・康熙二十一年（一六八二）。明の諸生）の『聖安皇帝本紀』もつぎのようにいう。

[弘光元年（順治二年）三月壬辰（九日）] 河南の婦人童氏 ^{みず} 自から上（福王弘光帝）の藩邸（藩王）の時の元妃なりと稱する有り。[河南] 巡按御史の陳潛夫³⁾ 之を信じ、儀從（儀衛隨從）を ^{そな} 具えて送りて京に至らしむ。上（福王弘光帝） 大いに怒り、童氏を錦衣衛の獄に下す。并びに [陳] 潛夫を逮（自分の犯罪ではなく他人の罪に連座して逮捕する）し京に至らしめ之を訊す。・・・[弘光元年（順治二年）三月] 戊戌（十五日）、劉良佐上疏し、并せて太子・童氏の二事を言いて、「上（福王弘光帝） 群臣の期する所なるに、將に天倫（親屬）をして絶滅（斷絶）せしめんとす」と謂う。上（福王弘光帝） 曰く、「朕（福王弘光帝）の元妃は黄氏なり。先朝 冊封す。不幸にして夭逝す。繼配は李氏なり。[洛陽が陥落した時に] 又た已に歿す。登極の初め、即ち后號を追封し、海内に詔示す。卿（劉良佐）は大臣たり。豈に聞知せざらんや。童氏は何れの處の妖婦なるかを知らざるも、朕

- 3) 陳潛夫の経歴については、高承埏（字は愚公，一字は澤外。浙江秀水の人。崇禎十三年庚辰科（一六四〇）三甲六十八名の進士）の『自靖録考略』（咸豐戊午（咸豐八年：一八五八年）嘉興竹里王氏槐花吟館刊本）は、つぎのように伝える。

江西道御史加大理寺右少卿の陳潛夫，字は元倩，號は退庵，浙江仁和人なり。初め「朱明」[という]姓名を以て崇禎丙子（崇禎九年：一六三六年）の舉人こうかくに中す。既にして復た姓名を改む。初め開封[府]推官に任ぜられ，河南巡按（巡按河南監軍監察御史）を歴（擔任）る。丁艱にして歸る。貴陽の相の馬士英 童氏の詞（供述）を以て之を連ねて逮（自分の犯罪ではなく他人の罪に連座する）し，詔獄に赴く。金陵（福王弘光政權）守られず，事 遂に寝む。郷試の本房の座師の黃端伯（字は元公。江西新城の人。崇禎元年戊辰科（一六二八）三甲二十七名の進士）金陵に在りて屈せざるを以て執われ下獄すと聞くに及び，慨然として曰く，「吾 何ぞ吾が師に愧じざらんや（『孟子』盡心上「仰不愧於天，俯不忤於人（仰ぎて天に愧じず，俯して人に忤じず）」）」と。初め[陳] 潛夫 未だ仕えざる時，嘗て同邑の陸培（崇禎十三年庚辰科（一六四〇）三甲一百五十二名の進士）と文社を以て相い能からず（『左傳』襄公二十一年に「[范鞅] 與欒盈爲公族大夫而不相能（[范鞅]は 欒盈と公族大夫（晉の官職名）と爲りて相い能からず）」）。後に[陸] 培 桐塢に殉義するを知り，即ち江を渡りて東し，[陸] 培の郵典（天子が功勞者に与える礼遇）を請う。丙戌（清・順治三年：一六四六年）五月二十八日，江上の師 潰え，[陳] 潛夫 曰く，「昔陸鯤庭 我（陳潛夫）を攻む。今，我（陳潛夫） 偷生（いたずらに生きながらえる）が若し，何を以て陸鯤庭に地下で見えん」と。鯤庭とは，[陸] 培の字なり。即ち山陰の小緒村に在りて，大いに哭して曰く，「事 爲す可からず。致身（『論語』學而に「事君能致其身（君に事えて能く其の身を致す）」）報國す。此れ吾が事なり」と。其の妻の孟氏と妾の孟氏とに謂いて曰く，「之を勉めよ。吾（陳潛夫） 忠臣と爲らん。爾は烈婦と爲れ」と。皆な哭應して曰く，「諾。此れ吾が志なり」と。[陳] 潛夫 「絶命詞」を書し畢り，衣冠を正し祖父の像を拜し，又た別に其の母及び弟の祚明・晉明を拜す。遂に妻妾を攜えて化龍橋に至る。先ず[妻の孟氏と妾の孟氏に] 水に投ずるを屬け，氣の絶つ（呼吸停止）を度りて，即ち復た自から河に沈む。時に[五月] 三十日なり。年は三十七。今 陸培と並びに忠烈祠に祀らる・・・（『自靖録考略』卷六・浙江殉難・紹興府・陳潛夫 条・五十二葉）。

江西道御史，加うるに大理寺右少卿の陳潛夫，字は元倩，号は退庵で，浙江仁和人である。はじめ「朱明」[という] 姓名で崇禎九年（一六三六年）の舉人となった。そうしてまた姓名をもとの陳潛夫に改めた。[舉人の身分で] 開封府推官に任命され，河南巡按（巡按河南監軍監察御史）となった。そして，喪に服するために帰郷した。貴陽出身の宰相の馬士英が童氏の供述によって陳潛夫を罪に連座させて，錦衣衛の獄（鎮撫司の獄）に入れようとした。ところが，南京の福王弘光政權が崩壊し，そのことはうやむやになった。郷試の本房の座師であった黃端伯（字は元公。江西新城の人。崇禎元年戊辰科（一六二八）三甲二十七名の進士）が南京で清政權に投降せず投獄されたと聞き，たいそう感慨して「私（陳潛夫）はどうしてわが師に恥じるようなことをしようか」といった。以前，陳潛夫がまだ官員でなかった時，同郷の陸培（崇禎十三年庚辰科（一六四〇）三甲一百五十二名の進士）と文学結社のことで仲が悪かった。後に陸培が桐塢で殉節したことを知り，すぐに長江を渡って陸培の郵典（天子が功勞者に与える礼遇）を願い出た。丙戌（清・順治三年：一六四六年）五月二十八日，[陳潛夫が兵を募って参加していた] 江上の軍が潰えてしまった。陳潛夫は，「以前，陸鯤庭は私（陳潛夫）を非難した。今の私（陳潛夫）は，いたずらに生きながらえているようなものである。どうして陸鯤庭に地下でまみえることができるだろうか」と。この鯤庭とは，陸培あきなの字である。そして，山陰の小緒村で大いに声をあげて泣き，「国家回復の事業は成就できなかった。この身をささげて国に報いよう。これが私にできることだ」という。そして，妻の孟氏と妾の孟氏とに，「しっかりとせよ。私（陳潛夫）は忠臣となる。二人は烈婦となりなさい」といった。二人は泣きながら「わかりました。これこそ二人の志すところですよ」と応じた。陳潛夫は「絶命詞」を書き終えると，衣冠を整えて祖先や父親の像を拜し，また別に母と弟の祚明・晉明を拜した。とうとう，妻妾二人を連れて化龍橋に到着した。まず，妻妾二人に入水するように言いつけ，亡くなったのを確かめてからみずから河に飛び込んだ。時に五月三十日で，陳潛夫は三十七歳であった。今は，陳潛夫は陸培と並んで忠烈祠に祀られている，という。

(福王弘光帝)の妃を詐冒す。朕(福王弘光帝)は初め郡王爲り。何んぞ東西の二宮有らん。供に據るに「是れ邵陵王^①の宮人なり」と。尙お未だ真偽を知らず。……宮闈(後宮)は風化(教育感化)の關する所なり。豈に妖婦の闖入^②を容れんや。國に大綱有り、法に常刑(一定の刑法)有り。卿(劉良佐)妄りに妖訛(でたらめの発言)を聽き、猥りに疑議(疑問を抱いて論争する)を生ずるを得ず」と。因りて法司(司法官)に命じて先ず二案(偽太子事案・偽童氏事案)を將^もつて情節(事の経緯)を審明にし、中外に傳示し、以て群疑を釋く。然り而して流言 日々甚だし(『明季稗史初編』卷十所収『聖安皇帝本紀』下)。

①邵陵王在鉞(『國權』(卷九十九・「崇禎十六年正月丁酉(二日)」条・五九五八頁)と『明史』(卷一百・表第一・諸王世表一)による。『明史』卷三百九・列傳第一百九十七・流賊・「李自成傳」・『綏寇紀略』卷九・『明史紀事本末』卷七十八・『罪惟錄』列傳卷之四・『流寇志』卷七は「在城」に作るは、太祖洪武帝の第五子の周定王朱橚の子孫。崇禎十六年、李自成本の捕虜になり、崇禎十六年正月丁酉(二日)に李自成によって「棗陽伯」に封ぜられる。

②『漢書』成帝紀に「闖入尚方掖門(尚方(帝王の使う器物を取り扱う官署)の掖門(正門の傍傍らの小門)に闖入す)」とあり、その顔師古注に應劭を引いて「無符籍妄入宮曰闖(無符籍無く妄りに宮に入るを「闖」と曰う)」。

弘光元年(順治二年)三月壬辰(九日)に、河南の婦人童氏が自分から上(福王弘光帝)の藩邸の時のもとの「妃」であると言った。河南巡按御史の陳潛夫はこれを信用し、供回りを整えて送り南京に届けた。そうしたところ、上(福王弘光帝)は非常に怒り、童氏を錦衣衛の獄に下した。併せて陳潛夫をこのことに連座したとして南京に来させて尋問した。三月十五日、劉良佐が上疏した中で「偽太子」・「童氏」のふたつの事案に言及し、「上(福王弘光帝)は、群臣が期待している方なのに、ご親族を断絶なさろうとされています」と述べた。上(福王弘光帝)は、「朕(福王弘光帝)のももとの妃は黃氏であり、先代において册封を受けている。ところが不幸にして早世した。繼妃は李氏で、洛陽が陥落した時に已に自裁している。即位した当初に、二人には皇后の位を追封し、内外に詔諭した。卿(劉良佐)は大臣である。どうして聞き知っていないのか。童氏はどこの妖婦なるかはわからないが、朕(福王弘光帝)の妃であると詐称している。朕(福王弘光帝)は、はじめは郡王であった。どうして東西の二人の正妃がもてたのか。自供によると「邵陵王の宮人」とあるが、いまなおその真偽はわからない。宮闈(後宮)は、風化(教育感化)に関わるところである。どうして妖婦の闖入を認めることができるだろうか。国家には、大綱があり、法には定まった刑罰がある。卿(劉良佐)は勝手にでたらめの発言を聞き届け、勝手に疑問を抱いて論争すべきではない」という。そこで、司法官に命じて、二案(偽太子事案・偽童氏事案)の情節(事の経緯)を審査してはっきりさせ、内外に示し、様々な疑惑を解明させた。しかしながら流言は日々甚だしくなった、という。

顧炎武は、「河南の婦人童氏」が福王弘光帝の妃だと自称し、それを信用した河南巡按御史の

陳潛夫が南京に童氏を送り届けたという。福王弘光帝は、それを聞き激怒し、錦衣衛の獄に下す。その後、藩鎮の実力者の一人である劉良佐が、偽太子事案とともに再考をうながしてきた。福王弘光帝は、その提案を否定し、疑惑を解明して周知させた。ただし、こうした努力にもかかわらず、流言は日々甚だしくなった、という。また、顧炎武は、童氏の発言を信用したのは河南巡按御史の陳潛夫であったとする。藩鎮の実力者の劉良佐は、後になってこの事件に関わってきたように記す。

④『石匱書後集』

張岱（字は宗子、一の字は石公、号は陶庵、また蝶庵居士とも号す。浙江紹興の人。明・萬曆二十五年〔一五九七〕～清・康熙二十八年〔一六八九〕）の『石匱書後集』は、劉良佐・陳潛夫と童氏との関わりをつぎのように伝える。

・・・[清朝と通じたために陳潛夫に弾劾された] [李] 際遇 賄を馬士英に行ない、[陳] 潛夫を去らんことを謀る。乃ち新安御史の凌駟^①を以て代りて巡方（巡按河南監軍監察御史）と爲す。而して[陳] 潛夫を召して京に回す。[陳] 潛夫 南に還りて壽州に至る。婦童氏有り。自から言う「福王の妃なり。亂に因りて相い失う。今、王（福王弘光帝）金陵に在りて天子と爲ると聞く。吾（童氏）も亦た南に去かんと欲す」と。廣昌伯の劉良佐 乘輿（貴人の乗る輿）を具え、之を南に送る。[陳] 潛夫 至る。車馬・驪從（騎馬の侍從）の甚だ壯にして、傳呼して「皇后 來る」と曰い、諸々の官吏 夾道（道路の両端）に趨迎（應接）するを見る。[陳] 潛夫 遂に往き焉^{これ}に朝す。童氏 南都に至り、帝（福王弘光帝）謂う、「元妃は既に亡くなる。童氏 妄りに認（關係）ありとす。下獄し論死せよ」と。而して馬士英 御史を嗾（示唆）して交章（官員が交互に上奏する）して「[陳] 潛夫 私に妖后に謁するは、人臣の禮無し」と劾せしむ。乙酉（弘光元年／順治二年）四月、緹騎（錦衣衛の属員・校尉）に命じて[陳] 潛夫を逮し詔獄に下す。[陳潛夫は]、乃ち「豫中記略」數萬言を作る。五月、南都^{せめおと} 陥され、[陳] 潛夫 脱して海昌に歸るを得・・・（『石匱書後集』卷第四十五・陳潛夫列傳）。

①凌駟が巡按河南監軍監察御史に任命されたのは、崇禎十七年十二月七日（西暦：一六四五年一月四日）なので、陳潛夫が童氏と出会い、南京に報告したのは、その後のことになると考えられる。凌駟、字は龍翰。徽州歙縣の人。崇禎十六年癸未科（一六四三）三甲二十四名の進士。この後、清政権の豫王から帰順を強制されるも、辞退し自裁する（『石匱書後集』（卷第三十三・「凌駟列傳」）などによる）。

清政権に通じていた李際遇は、河南巡按御史の陳潛夫に弾劾され、福王弘光帝政権の馬士英に賄賂を贈って、陳潛夫を失脚させようとした。そこで、馬士英は、凌駟を陳潛夫の代わりに巡按河南監軍監察御史とした（崇禎十七年十二月七日）。そして陳潛夫を南京に召し返した。陳潛夫は南に向かい、壽州に到着した。そこに、童氏がいた。童氏は、みずから「福王弘光帝の妃

で、乱にあつて離れ離れになってしまった。いま、王（福王弘光帝）が南京で即位されたと聞いた。私（童氏）も南京に行こうと思う」と言っていた。廣昌伯の劉良佐は、童氏のために乗輿（貴人の乗る輿）を用意し、南京に送り届けようとした。そこに、陳潛夫が到着したのである。陳潛夫は、車馬や従者が壮観で、「皇后さまがいらっしゃった」と掛け声が伝わり、様々な官員や諸吏が道の傍らで出迎えているのを見た。そこで、陳潛夫は童氏に面会した。童氏が南京に到着すると、帝（福王弘光帝）は、「もともと妃はすでに亡くなっている。童氏は勝手に関係があったという。そこで監獄に入れて死罪とせよ」という。そして、馬士英は御史に教唆してそれぞれ「陳潛夫が妖后童氏に面会したのは、人臣としての禮儀を逸脱している」と弾劾させた。陳潛夫を童氏の事案に連座させて緹騎（錦衣衛の属員・校尉）に命じて錦衣衛の監獄に入れた。獄中、陳潛夫は、「豫中記略」數萬言を書いた。五月に南京が清政権によって制圧され、陳潛夫は脱出して海昌に帰ることができた、という。

河南巡按御史の職を解かれた陳潛夫が帰任する時、壽州で童氏に出会う。ちょうど劉良佐が乗輿を整えて南京に送り届けようとしていた時であったというのである。ここでも、『石匱書後集』著者の張岱の陳潛夫を擁護する気持ちが含まれているのかもしれないが、まず劉良佐が童氏を信用したように伝えている。また、張岱は、陳潛夫が童氏に連座したのは、李際遇とその賄賂を受け取った馬士英による言いがかりだと、伝えているようである。

こうしたことからすると、もともと童氏は藩鎮の劉良佐の支配地域で福王弘光帝の「妃」であると自称した。劉良佐は、それを利用して福王政権内で発言力を強めようとし、童氏を南京に送り届けてきた。そこにたまたま、帰任する途中の陳潛夫が到着し、童氏に出会い、南京まで付き従った、ということではないかと推測される。

なお、査繼佐は、『罪惟録』で、「時に心に疑うこと甚だし」とするが、童氏事件についての陳潛夫の発言を伝えている。

……余（査繼佐）曾て〔陳〕潛夫に晤うに、〔陳潛夫は童氏について〕云う、「童氏自から世子由松（由松）の嫡妃と敍べ、情實（實際のありさま）鑿鑿（鮮明）たり。一時（一時的な）の輿從（車馬がつき従う）・「妃」と尊稱するも亦た宴受（普通に受けいれる）し、慚慚（恥ずかしがる）無し。遂に以て南歸す」と。余（査繼佐）時に心に疑うこと甚だし（『罪惟録』志卷之三十七上・外史・妃嬪逸・「童妃」条）。

陳潛夫は童氏について、「童氏は自分からお世継ぎ朱由松さまの「嫡妃（正妃）」であると言い、実際のありさまははっきりとしたものでした。一時的に行なった車馬の扈從や「妃」と尊稱して呼びかけたことなど、普通に受けいれて、恥ずかしがってはおりませんでした。そこで南京に連れてきました」と言った、という。

この記録のとおりだとすると、陳潛夫は童氏の発言・態度に圧倒されてすっかり信用してしまったように受け取れる。

陳潛夫は、童氏に付き従って南京に向かったことから、弘光元年（順治二年）四月六日に取

り調べをうけている。また、このことに連座して、吳爾燠（吳爾勲／吳爾勳）と孫秀も四月七日にも取り調べの命令が出る。

[童氏の事案で] 前の巡按の陳潛夫を家に逮（自分の犯罪ではなく他人の罪に連座して逮捕する）す（『明季甲乙兩年事蹟彙略』（卷之三・「弘光元年（順治二年）四月戊午（六日）」条・二十二葉）。

童氏の獄詞（供述）の連なる所を以て史可法の營中に于いて庶吉士の吳爾燠（吳爾勲／吳爾勳）及び中軍（中軍將軍）の孫秀を逮（連座して逮捕する）^①す（『明季甲乙兩年事蹟彙略』（卷之三・「弘光元年（順治二年）四月己未（七日）」条・二十二葉）。

①『國權』もつぎのように伝える。

[弘光元年（順治二年）四月己未（七日）] 童氏の獄詞（供述）もて前庶吉士の吳爾燠・中軍の孫秀に株及（累が及ぶ）す。[吳] 爾燠 史可法の行營（軍營）に在れば、命じて之を逮（自分の犯罪ではなく他人の罪に連座して逮捕する）す（『國權』卷一百四・「弘光元年（順治二年）四月己未（七日）」条・六二〇二頁）。

また、『明季甲乙彙編』（卷之三・「四月己未（七日）」条）・『明季南略』（卷之三・「童氏一案」条）・『甲乙事案』（卷下）などもほぼ同じ。

この取り調べについて、『南渡録』ではつぎのように伝える。

[弘光元年（順治二年）四月戊午（六日）] 童氏を提（連行）して隨役（つき従う）し、京に解り訊質（訊問）するを命ず。

初め、童氏を傳え致す者は、庶吉士の吳爾勳（吳爾勲／吳爾燠）爲り。是に至り、提訊（拘留中の犯人を呼び出して取り調べる）を命ず。時に方に用（治理）を督輔（督師）の[史] 可法の軍前に效（仕事をする）す。爲に請いて免ぬるを得。襄衛伯[の常應俊]^② 上（福王弘光帝）に藩邸に隨う。亦た疏するに「童氏の皇嗣 絶えて影響（聞いたこと）無し」と。然れども外疑 愈々甚だし。初め閣臣の[馬] 士英 童氏の至るを聞き、曾て疏を擬して上つらんと欲す。[その擬疏に] 言う、「皇上（福王弘光帝） 元良（太子）未だ建てず。[そのため]、奸黨・宗藩 尚お覬覦（分不相応の望み）を懷けり。若し此れ（童氏との間に太子がいること）信に果して真なれば、當に先ず童氏を迎えて宮に歸し、密かに河南撫按をして設法（方法を講じる）して皇子を迎え致さしめ、以て奸宄を消すべし。若し童氏 流離（散り散りになる）失散（離散）し、母儀天下に便ならずと謂えば、則ち當に之を別宮に置き、皇子を撫育すべし。昔、漢の高祖は開基の英主なるも、呂后 項羽の獲る所と爲り、軍中に置かるる者數年なり。唐の德宗の母 亂兵の掠（掠奪）する所と爲り、終身訪求するも得ず。宋の高宗の母韋氏と後の邢氏 皆な金の虜と爲り、韋（母の韋氏）は終に迎え歸り、邢（後の邢氏）は亦た[そのまま亡くなってしまったため] 遙かに后號を加えらる。古の帝王は時の不造（不幸）に遭い、此等の如き事 多し。況んや童氏 民家に寄居すること、又た何ぞ嫌わんや」と。疏 成るも、從

龍（福王弘光帝につき従う）する諸臣 皆な詐偽なりと云い、且つ潛邸の宮人に子を生む者無きを以て、遂に止む。是に至り復た其の疏を刊し、自から明にせんと欲するも、然れども人 終に信ぜず（『南渡録』卷之六・「弘光元年（順治二年）四月戊午（六日）」条）。

①明末に新設される。閣臣または兵部尚書などを任に充てる。軍務を統括し總督や巡撫より上の権限があった。

②『明季南略』に、常應俊は福王弘光帝の洛陽府脱出時に功績があったと伝える。

六月廿二日、福府千戸の常應俊を封じて襄衛伯と爲し、補青浦知縣の陳燠を中書舍人と爲し、王鐸の弟の〔王〕鏞・子の〔王〕無黨に世襲錦衣指揮使を予う。蓋し〔常〕應俊は本と革工なり。弘光（福王弘光帝）の〔洛陽府〕出亡に值り、〔常〕應俊 之を負いて雪中を行くこと數十里、難を脱す。〔王〕鏞・〔陳〕燠・〔王〕無黨とは俱に扈衛して功有る者なり（『明季南略』卷之二・「封常應俊」条）。

高名衡の現地調査報告に、「書堂官の常應俊等の九員右（名）」（『明清史料』壬編・第五本・「細察失領（雒）根因并城内情形據實奏聞仰乞聖鑒」題本・四一三頁）とあるので、少なくとも洛陽陥落の時点では福王府の書堂官であった。ただし、「本と革工」であったかどうかは、よくわからない。そして、南明福王政権が崩壊すると、清政権に降る。そして、順治四年五月二十一日に、賊黨の王道士と通謀したとして、清政権によって誅せられる。

③『書經』舜典に「蠻夷猾夏，寇賊姦宄（蠻夷 夏を猾し，寇賊 姦宄す）」。

④『詩經』周頌・閔予小子に「閔予小子，遭家不造（閔なるかな予小子，家の造らざるに遭う）」。

はじめ、童氏のことを伝えてきたのは庶吉士の吳爾勛（吳爾勳／吳爾燠）であった。この時になって、吳爾勛（吳爾勳／吳爾燠）を提訊（拘留中の犯人を呼び出して取り調べる）するように指示がでた。ただし、吳爾勛（吳爾勳／吳爾燠）は滞在していた督輔（督師）の史可法のところで取り調べることになったので、史可法から請願が出されて取り調べを逃れることができた。襄衛伯の常應俊は、上（福王弘光帝）が藩邸にいた時から付き従っていた。その常應俊も、また「童氏の太子については、まったく影響（聞いたこと）がありません」と奏上した。しかし、宮廷の外ではますます疑いを抱いた。最初、閣臣の馬士英は、童氏がやってきたことを聞き、上奏文を作成して提出しようとした。その上奏文は、「皇上（福王弘光帝）は、太子様をまだお立てになっておられません。そのため、よこしまな者や宗室の人たちが、分不相応の望みを抱くようになっています。もしも童氏との間に皇子がいらっしゃるということがほんとうに果たして真実であれば、先ず童氏を迎えて後宮に居ていただき、内密に河南撫按に方法を講じさせて、皇子をお迎えさせて、悪だくみが沸き起るのをなくしてしまうべきです。もしも童氏が離れ離れになってしまったために、「母儀天下（天下の母親の規範となる）」としての皇后に不適切であると言われるのであれば、童氏を別の宮室に居ていただき、皇子を養育していただくべきです。昔、漢の高祖は開国の英主でしたが、呂后は項羽に捕まり、項羽の軍中で捕虜

となること数年に及びました。唐の徳宗の母君は亂兵によって略奪され、最後まで探したものの見つかりませんでした。宋の高宗の母君の韋氏と皇后の邢氏とは、金の捕虜となり、母君の韋氏は最後にはお迎えすることができましたが、皇后の邢氏は、[そのまま金で亡くなってしまったため] 遠くから皇后の位を加えました。昔の帝王は時勢のうまくゆかないことに遭遇しています。こうしたことは多いのです。まして童氏は民間の家に行ったことなどは、どうしてうとんじる理由になるのでしょうか」という内容であった。上奏文が出来たものの、上(福王弘光帝)に付き従っていた家臣たちが皆な童氏を偽りだといい、そのうえ藩邸において子供を生んだ宮人はいなかったことから、馬士英は上奏文の提出を取りやめた。ところが、この状況になって、またその上奏文を刊行し、自分の立場を明らかにしようとした。しかし人々はとうとう信じなかった、という。

最初に童氏のことを伝えてきた庶吉士の吳爾勛(吳爾勳/吳爾燠)を取り調べたという(ここでは、陳潛夫と中軍(中軍將軍)の孫秀の名前は出てこない)。そして、福王弘光帝の子供については、つき従っていた常應俊から「まったく影響(聞いたこと)がありません」という上奏があった。しかし、宮廷外の人たちはそれを疑ったので、実力者の馬士英も最初は童氏の存在を容認する疏稿を書いていたことを公表した。なのに、ますます信じられなかったというのである。

馬士英も童氏が福王弘光帝との間の子供が存在すると聞いた時、童氏を肯定するような疏稿を書いたのは、この時点でも福王弘光帝に子供がいなかったからであろうか。

なお、『南渡録』で「初め、童氏を傳え致す者は、庶吉士の吳爾勛(吳爾勳/吳爾燠)⁴⁾爲り」と記し、最初に童氏は吳爾勛とかかわりがあったということであるが、いまのところよくわからない。少し後の成立である『明史列傳彙』(康熙五十三年(一七一四)上呈)では、わずかにつぎのように伝える。

……[藩鎮の]高傑に従いて睢州に至る。[高]傑 難を被り、[吳]爾燠 祥符に流寓す。一婦に遇うに自から言う「福王の妃なり」と。[吳]爾燠 守臣(地方長官)に因りて疏を附して以て進む。詔もて其の妄言を斥けられ、之に逮さる。[史]可法 爲めに救免す……(『明史列傳彙』列傳第一百四十九・「史可法」・十三葉~十四葉:雍正元年(一七二三)上呈『明史彙』(卷二百五十四・列傳第一百四十九・「史可法」・十二葉~十三葉)・『明史』(卷二百七十四・列傳第一百六十二・「史可法附」)も僅かな文字の異同を除き同じ)。

藩鎮の高傑に付き従って睢州に行った。ところが、高傑が殺害され、吳爾燠は祥符に流れ着いた。そこでひとりの婦人に出会った。その婦人は、「福王の妃である」と自称した。吳爾燠は、地方長官とともにこのことを奏上した。ところが、詔が出され、妄言を奏上したと叱責され、福王の妃偽称事件に連座して逮捕させた。史可法は、それを救い免れさせた、という。

しかしながら、取り調べ命令が出ていることからすると、何らかのかかわりがあったことは推測できる。

このように、童氏の事件では、吳爾燠と陳潛夫と孫秀の三人が連座して取り調べをうけている（いまのところ、孫秀についてはよく分からない）。ただ、劉良佐についてはそのままになっている。福王政権は、藩鎮の実力者の劉良佐に対してかなり配慮したように見える。

ただ李清の伝えるところによると、童氏の事件に劉良佐がかなり関わっている。また、劉良佐は、福王弘光帝に処分の再考を促す上奏も行なっている。劉良佐がここまで童氏とかかわったのは、童氏に福王弘光帝との子供がいると聞き及んだからではないだろうか。もともと福王弘光帝には子供がいなかった。もしも、南京での即位前のことにせよ子供がいるとしたら、次期皇帝の有力候補となる。その生母の後ろ盾になれば、宮中での発言力が強くなるからである。馬士英も同様に考え疏文を作成したかと考えられる。

では、続けて福王弘光帝が故意に童氏の存在を否定したという立場からなされた様々な流言を検討してみたい。

(つづく)

4) 吳爾燠の経歴について、『明史列傳彙』（康熙五十三年（一七一四）上呈）でつぎのように伝える。

時に吳爾燠なる者有り。〔浙江〕崇徳の人なり。崇禎十六年の進士（崇禎十六年癸未科（一六四三）三甲三百十一名の進士）に擧げられ、庶吉士を授けらる。京師 陷され、賊に降る。賊 敗れ、南還し、史可法に謁え、従軍して贖罪せんことを請う。〔史〕可法 遂に留めて參軍事（軍事顧問）とす。其の父の〔吳〕之屏 方に福建に督學（學政）たり。〔吳〕爾燠 一指を断ち、故人（老友）の祝淵に昇えて曰く、「君（祝淵）歸りて、我（吳爾燠）が父母に『悉く私財を出し、我（吳爾燠）に餉軍（給軍隊發糧餉）を昇えよ。我（吳爾燠） 他日歸らざれば、指を以て葬れば可なり』と語げよ」と。尋いで高傑に従って北征し、睢州に至る。〔高〕傑 難を被り、〔吳〕爾燠 祥符に流寓す。一婦に遇うに自から言う「福王の妃なり」と。〔吳〕爾燠 守臣（鎮守一方的地方長官）に因りて疏を附して以て進む。詔もて其の妄言を斥けられ、之に逮さる。〔史〕可法 爲めに救免す。後に揚州の新城を守る。亦た〔揚州城が破れて〕井に投じて死す（『明史列傳彙』列傳第一百四十九・「史可法」・十三葉～十四葉：雍正元年（一七二三）上呈『明史彙』（卷二百五十四・列傳第一百四十九・「史可法」・十二葉～十三葉）・『明史』（卷二百七十四・列傳第一百六十二・「史可法附」）も僅かな文字の異同を除き同じ）。

①『明季北略』卷之二十二・「幸免諸臣」・「吳爾燠」条に「吳爾燠、浙江嘉興崇徳の人なり。崇禎癸未（崇禎十六年：一六四三年）に庶吉士たり。四川保寧府蒼溪縣の僞令に改めらる」。

②祝淵、字は開美。浙江海寧の人。癸酉（崇禎六年）の舉人。劉宗周の弟子。後に殉節する：『南疆逸史』卷四十五・列傳第四十一・義士・「祝淵」による。

吳爾燠という人物がいた。浙江崇徳の人で、崇禎十六年癸未科（一六四三）三甲三百十一名の同進士出身となり、庶吉士を授けられた。北京が陥落し、李自成政権に投降した（『明季南略』によると、この時に四川保寧府蒼溪縣の知縣に任命される）。李自成政権が崩壊すると、南方に帰り、揚州にいた史可法に面会し、従軍して罪を贖いたいと申し出た。史可法はとうとう吳爾燠をとどめて、參軍事（軍事顧問）とした。吳爾燠の父の吳之屏（天啓二年壬戌科（一六二二）三甲二百九十八名の進士）がちょうど學政として福建に赴任していた。そこで、吳爾燠は、自分の指一本を断ち切り古くからの友人の祝淵に渡して、「君（祝淵）は、帰って、私の父母に『総ての資材を出して、私に軍の糧秣を与えてください。私が後日戻らないようでしたら、この指を葬ってくださればそれでかまいません』と告げてほしい」といった。ほどなく、藩鎮の高傑に付き従って睢州に行った。ところが、高傑が殺害され、吳爾燠は祥符に流れ着いた。そこでひとりの婦人に出会った。その婦人は、「福王の妃である」と自称した。吳爾燠は、地方長官とともにこのことを奏上した。ところが、詔が出され、妄言を奏上したと叱責され、福王の妃偽称事件に連座して逮捕させた。史可法は、それを救い免れさせた。後に、揚州の新城を守備した。揚州城が陥落して、井戸に投じて亡くなった、という。

On the Case of the Tong Family in the Southern Ming Regime

Kunio TAKINO

Abstract

This article investigates the case of the fake child concubine, one of the “three disputed cases in the relocation to southern China” (the case of the monk Dabei, the case of the Crown who came from the north [the case of the imposter crown prince], and the case of the fake child concubine), which occurred in Prince of Fu’s regime, established in Nanjing immediately after the fall of the Ming Dynasty. The investigation reveals that there is almost no possibility of the self-proclaimed consort of the Prince of Fu being a genuine concubine.